

奈良県立橿原公苑（明日香庭球場）指定管理者募集要項

奈良県文化・教育・くらし創造部スポーツ振興課
令和4年7月

奈良県立橿原公苑（明日香庭球場）指定管理者募集要項

目 次

1	募集の趣旨	・・・	4
2	施設の概要	・・・	4
3	募集に際しての諸条件	・・・	8
	第1	管理の基準	
	第2	指定の期間	
	第3	業務の範囲	
	第4	業務の役割分担一覧表	
	第5	管理に要する経費	
	第6	損害賠償義務及び不可抗力等の発生時の対応に関する事項	
	第7	納税義務に関する事項	
	第8	ネーミングライツ（愛称命名権付与）に関する事項	
4	申請の手続	・・・	19
	第1	応募資格	
	第2	提出書類	
	第3	提出部数	
	第4	提出方法、提出先等	
	第5	現地説明会の開催	
	第6	質問事項の受付等	
	第7	留意事項	
5	選定方法	・・・	24
	第1	選定基準及び審査のポイント・着眼点並びに配点	
	第2	選定手続	
6	指定後の手続	・・・	28
	第1	協定の締結	
	第2	協定が締結できない場合の措置等	
	第3	引き継ぎ	
	第4	その他	
7	モニタリング・評価	・・・	29
	第1	事業報告書等の提出	
	第2	モニタリングの実施	
8	その他	・・・	31
	第1	業務の継続が困難になった場合の措置等	
	第2	応募資格の欠格条項に該当することとなった場合の措置等	

第3 その他協議すべき事項

第4 業務の引き継ぎ

9 問い合わせ先	・・・32
10 スケジュール	・・・32

(別紙として添付する資料、様式等)

位置図	資料1
配置図	資料2
クラブハウス平面図	資料3
利用面数・使用料の実績表(令和元年度～3年度実績)	資料4
稼働率実績表(令和元年度～3年度)	資料5
管理経費実績表(令和元年度～3年度)	資料6
備品一覧表	資料7

業務仕様書 別添

指定管理者指定申請書	第1号様式
明日香庭球場指定管理者事業計画書	第2-1号様式
	第2-2号様式
	第2-3号様式
	第2-4号様式
	第2-5号様式
明日香庭球場の指定管理者の応募団体等概要書	第3号様式
収支予算計画様式	
申立書	第4号様式
グループ構成員表	第5号様式
質問書	第6号様式

1 募集の趣旨

奈良県では、住民サービスの更なる向上並びに施設の利便性及び快適性を高め効率的な運営を図るため、平成18年度から奈良県立橿原公苑の明日香庭球場（以下「明日香庭球場」といいます。）について指定管理者制度を導入しています。今般、令和4年度末をもって、当該施設の指定期間が終了することから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び橿原公苑使用条例（昭和27年7月奈良県条例第46号。以下「条例」といいます。）第11条第1項に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

※ 注意：今回、指定管理者の募集を行う施設は、奈良県立橿原公苑の施設のうち、明日香庭球場についてのみです。その他の奈良県立橿原公苑の施設については、引き続き奈良県（奈良県文化・教育・くらし創造部スポーツ振興課。以下「スポーツ振興課」といいます。）が直接管理するため、募集は行いません。

2 施設の概要

- 1 施設の名称 奈良県立橿原公苑（明日香庭球場）
- 2 施設の所在地 高市郡明日香村小山183ほか （位置図 資料1）
- 3 設置の目的 一般公衆の体育及び文化に関する関心を高め、その普及と向上発展を図る。
- 4 施設の規模 （配置図 資料2）
 - (1) 敷地面積 64,831.00㎡
 - (2) 構造、建物面積、延べ床面積、新築の年月
 - ア 管理棟 鉄骨造平屋建 建築面積 296.58㎡
延床面積 241.93㎡ 昭和57年3月新築
 - イ クラブハウス 木造平屋建 建築面積 837.38㎡
延床面積 788.35㎡ 平成27年7月新築
 - 男女更衣室 各42.2㎡
 - 温水シャワー 各5基
 - 会議室 63.8㎡
 - 宿泊室5室 18.6㎡等
 - ロビー兼サロン 103.7㎡
 - 男女便所

その他事務室、医務室 等

- ウ 倉庫 1 (中コート) コンクリートブロック造平屋建
建築面積・延床面積 10.28㎡ 昭和52年4月新築
- エ 倉庫 2 (南コート) 木造平屋建 建築面積・延床面積 20㎡
平成23年3月新築
- オ 倉庫 3 (北コート) 木造平屋建 建築面積・延床面積 20㎡
平成23年3月新築
- カ 便所 木造平屋建 建築面積・延床面積 43.3㎡
昭和59年3月新築
- キ 四阿 (休憩施設) 木造平屋建 建築面積 35㎡
延床面積 107㎡ 平成27年5月新築

(3) 主要施設

- ア 競技場面積：20,455㎡
砂入り人工芝コート 28面
- イ 管理棟 (男女更衣室、温水シャワー、会議室、便所)
- ウ クラブハウス
- エ 倉庫 3 棟 (中コート、南コート、北コート)
- オ 便所 (南コート横)
- カ 駐車場 (平面、普通車 130台、バス 18台 収容)
- キ 四阿 (休憩施設) 6基 (中コート、南コート、北コート)

5 施設の沿革

- 昭和50年4月1日 テニスコート8面を新設。奈良県立橿原公苑の所管となる。
- 昭和52年 テニスコート4面増設
- 昭和55年 テニスコート8面増設
- 昭和56年7月1日 施設管理を(財)奈良県文化体育振興事業団(文化事業団)に委託。管理棟新設
- 昭和59年 わかくさ国体テニス会場
- 平成6年 砂入り人工芝コート8面増設
- 平成18年4月1日 (有)ハードボールテニスを指定管理者に指定
- 平成20年3月 砂入り人工芝コート8面改修
クレーコート8面、砂入り人工芝コートに改修
- 平成21年4月 (有)ハードボールテニスを指定管理者に指定
- 平成21年5月 クレーコート4面、砂入り人工芝コートに改修
- 平成21年7月、8月 近畿まほろば総体競技会場
- 平成23年3月 旧管理棟を除却、倉庫2棟新設
- 平成25年 北クレーコートの利用を停止
- 平成26年 新たなクラブハウス及びテニスコートの整備等を実施
- 平成27年5月 北クレーコート8面の人工芝化工事が完了

	砂入り人工芝コート8面の使用開始
平成27年7月	新クラブハウス新設
平成27年7月、8月	全国高等学校総合体育大会ソフトテニス競技会場
令和4年度中	中コート4面人工芝改修予定

6 現在の管理運営体制 指定管理（（有）ハードボールテニス）

7 施設の利用状況（過去3年間（R1～R3）の実績値）

(1) 年間利用者数

ア 令和元年度	61,529人
（コート使用	59,435人、会議室 1,608人、宿泊室 486人）
イ 令和2年度	46,289人
（コート使用	45,527人、会議室 711人、宿泊室 51人）
ウ 令和3年度	55,839人
（コート使用	54,855人、会議室 966人、宿泊室 18人）

(2) 使用料収入

ア 令和元年度	19,069千円
コート一般利用による収入	9,057千円
コート減免使用による収入	7,889千円
会議室使用その他による収入	2,123千円
イ 令和2年度	15,475千円
コート一般利用による収入	9,479千円
コート減免使用による収入	5,101千円
会議室使用その他による収入	895千円
ウ 令和3年度	16,747千円
コート一般利用による収入	8,814千円
コート減免使用による収入	6,858千円
会議室使用その他による収入	1,075千円

※ 「減免」とは、施設の利用について、条例第14条第4項の規定により利用料金を減額（1／2等）又は免除される場合をいい、当該減免に関しては、「檀原公苑体育施設使用料減免取扱要綱」に準じて取り扱われたものです。

※参考：令和4年7月現在使用料区分（1面又は1人につき）

使用区分	午前	午後	夜間	全日
使用時間	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00	9:00～17:00
コート（人工芝）	2,190円	2,920円	—	5,110円
クラブハウス・旧管理棟				
（会議室A）	2,440円	3,250円	3,870円	5,700円
（会議室B）	1,150円	1,350円	1,830円	2,500円
<p>※1 入場料等を徴収する場合は、それぞれ2倍の金額になります。</p> <p>※2 9:00以前、17:00以降のコート使用料金 730円/H ただし、照明設備はありません。</p> <p>※3 クラブハウス・旧管理棟における「会議室A」とはクラブハウスの会議室をいい、「会議室B」とは旧管理棟の会議室をいいます。</p>				
（宿泊室）				
県外・一般	1人につき、2,300円			
県内・一般	1人につき、1,560円			
県外・小中生等	1人につき、1,460円			
県内・小中生等	1人につき、990円			
<p>※1 宿泊室を宿泊以外で利用する場合の使用料(9:00～17:00) 300円/H 宿泊室を宿泊以外で利用する場合の使用料(上記時間帯以外) 500円/H</p> <p>※2 宿泊室における区分の「県外」とは県外居住者を、「県内」とは県内居住者を、「小中生等」とは小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童又は生徒を、「一般」とは「小中生等」を超える年齢の者をいいます。</p> <p>※3 シャワーの使用料 200円/3分。ただし、宿泊者は無料で使用できるものとします。</p>				

※ 資料4に、令和元年度～令和3年度分の利用面数・使用料の実績表を添付しています。

なお、(2)の使用料収入額と資料4の差額は、会議室使用料等その他の収入です。

※ 資料5に、令和元年度～令和3年度分の稼働率の実績表を添付しています。

- ※ 資料 6 に、令和元年度～令和 3 年度分の管理経費実績表を添付しています。
- ※ 資料 7 に、備品一覧を添付しています。

3 募集に際しての諸条件

第 1 管理の基準

指定管理者は、次に掲げる明日香庭球場の利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本的な事項に沿って適正に管理するものとします。

1 休業日

1 2 月 2 8 日から 1 月 4 日まで

(奈良県立橿原公苑管理運営規則(平成 2 0 年 3 月奈良県規則第 6 2 号。以下「規則」といいます。)) 第 2 条第 1 項)

2 開設時間

(1) コート

午前 9 時から午後 5 時まで

ただし、利用申込みがある場合は、午前 9 時以前又は午後 5 時以後の時間帯における利用も可能です。ただし、照明設備はありません。

(2) 会議室

午前 9 時から午後 9 時まで

ただし、利用申込みがある場合は、午前 9 時以前又は午後 9 時以後の時間帯における利用も可能です。

(3) 宿泊室

2 4 時間利用可能

宿泊室のチェックイン・チェックアウトの時間及び門限は、定めていません。

3 休業日及び開設時間の変更

明日香庭球場の利用促進を図るため、休業日等の変更の提案も可能です。施設の利用状況等を勘案し、規則等の改正を検討します。

なお、当該変更に伴い、利用料金収入が増えた場合であっても、指定期間中に県から支払う委託料を減額することはありません。

4 管理運営の基本方針

指定管理者は、県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、施設及び設備を清潔に保つとともに、機能を正常に保持し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行わなければなりません。

5 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- (1) 条例、規則、奈良県立橿原公苑体育宿泊施設等使用規程ほか奈良県立橿原公苑関係規程
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）ほか行政関係法令
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）ほか労働関係法令
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）、旅館業法施行条例（昭和24年1月奈良県条例第3号）ほか施設の維持・運営、設備保守点検関係法令
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）

指定管理者は、奈良県個人情報保護条例第10条第4項において準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

- (6) 行政手続法（平成5年法律第88号）、奈良県行政手続条例（平成8年3月奈良県条例第26号）

指定管理者は、施設の使用承認等行政処分に対応する権限を行使するときは、奈良県行政手続条例第2章及び第3章の規定を遵守しなければなりません。

- (7) 奈良県公契約条例（平成26年奈良県条例第11号）、奈良県公契約条例施行規則（平成26年奈良県規則第33号）

- (8) 歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）、明日香村景観条例（平成22年12月条例第16号）

指定管理者は、工作物の設置、土地の形質変更等についてそれぞれの法令、条例等に則した措置を講じなければなりません。

6 文書管理

指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存しなければなりません。指定期間を過ぎた後も同様とします。

7 環境配慮

指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めなければなりません。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めなければなりません。

8 奈良県公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外）

応募予定者は、この遵守事項を理解した上で申請すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

第2 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）とします。

第3 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとし、その詳細は、別添「明日香庭球場業務仕様書」で定めるとおりとします。

1 施設の利用承認、利用の促進等に関する業務

(1) 明日香庭球場の施設を一般の利用に供するための業務

原則として特定の個人、団体又はグループに対して、有利な又は不利になるような取り扱いをすることはできません。

なお、オンラインによる施設の予約受付については、奈良県が提供する「施設予約システム」を使用しなければなりません。

※「施設予約システム」の利用について

奈良県では、申請、届出等の行政手続のオンラインサービス（いわゆる「電子申請」）を推進しており、その一環として、施設利用予約についても電子化

を推進しています。

このため、明日香庭球場のオンラインによる施設利用予約については、必ず奈良県が提供する「施設予約システム」を使用して業務を行う必要があります。「施設予約システム」の使用に関する諸条件は、『指定管理者への「施設予約システム」提供仕様書』を参照してください。

なお、インターネットを使用しない利用者のために、従来からの電話による予約、窓口来所による予約等、オンライン以外の方法による予約も適正に受け付けてください。

(2) 予約の優先措置（次年度のスケジュール調整）について

ア 全国規模の大会等、重要な大会の日程については、スポーツ振興課からの指示により事前に他の利用に優先して予約を受け付けなければなりません。

優先措置が必要な大会にあつては、次のイのとおりスケジュール調整会議で決定します。

イ 毎年1月中旬～2月上旬頃に、次の団体の代表者を招集して、スケジュール調整会議を開催します。この会議の構成団体は、その他の団体等の利用に優先して予約を受け付けなければなりません。

なお、構成団体間で希望が重複した場合の調整等については当該団体相互で行うものとします。

<招集团体>（年度によって異なる場合があります。）

①奈良県ソフトテニス連盟、②奈良県テニス協会、③奈良県中学校体育連盟、④奈良県高等学校体育連盟、⑤スポーツ振興課、⑥長寿・福祉人材確保対策課、⑦奈良県教育委員会事務局健康・安全教育課、⑧橿原市教育委員会事務局、⑨公益財団法人奈良県スポーツ協会ほか関係団体

(3) クラブハウスにおける宿泊室運営・利用促進業務

ア スポーツ合宿その他の宿泊を行う者に対する案内その他宿泊室運営業務

イ 宿泊室の利用促進及び誘客業務

ウ 宿泊室の利用予約受付、利用料金收受業務

なお、宿泊室の利用料金についても、コート、会議室等と同様に前払いによる收受となります。

エ 巡視、点検、清掃（宿泊室の消耗品等補充、シーツ等の交換、洗濯等ルームキーピング業務を含む。）業務

オ 必要な場合における宿泊室の寝具借り入れ業務

カ 必要な場合における弁当その他ケータリング業者等の斡旋

なお、クラブハウスにおいては、飲食・喫茶のための調理設備等は存在しません。

(4) 利用料金の減免について

橿原公苑体育施設使用料減免取扱要綱の規定に準じ、施設の利用に係る利用料金については、一般の利用料金の2分の1の額までに減額する必要がある場合があります。

なお、特に利用料金の減免が必要と認められるときは、県の指示に従い協議し、

- 利用料金を免除し、又は2分の1の額までに減額する必要がある場合があります。
- (5) 令和5年3月31日までに前指定管理者が行った同年4月1日以降に係る利用承認は有効です。(使用料の額も同様です。)このことから、当該予約に基づく利用を認め、適正に管理運営しなければなりません。

2 利用の制限等に関する業務

(1) 利用の承認の取消し等

利用者が条例第9条各号の規定(次のア～キ)に該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができます。

また、この場合、利用者に損失が生じることがあっても、指定管理者はこれに対して補填する義務を負いません。

ア 条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

イ 管理上不相当と認めるとき。

ウ 公益を害するおそれが生じたとき。

エ 樹木、建造物等に対し損害が生じるおそれが生じたとき。

オ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。)第2条第2号各号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

カ 指定管理者が行った管理上必要な指示に従わないとき。

キ その他指定管理者が必要と認めたとき。

(2) 利用者の制限

利用者が規則第4条各号に掲げる者(次のア又はイ)であるときは、施設を利用させることはできません。

ア 酩酊者等他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

イ 善良な風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認められる者

(3) 利用の制限等

規則第5条第1項各号に掲げる行為(次のア～オ)をする者に対しては、施設の利用を制限し、若しくは停止し、施設からの退去を命じ、又は施設の利用を一定期間禁止することができます。

ア 指定の場所以外で喫煙すること。

イ 指定の施設へ土足で出入すること。

ウ 施設、設備又は備品を汚損し、又は破壊すること。

エ 公共の保安、衛生又は風紀上障害となる行為をすること。

オ その他指定管理者の指示に従わず、施設内の秩序を乱す行為をすること。

3 施設・設備等の管理、維持修繕等に関する業務

(1) 利用者に対し、施設の管理上必要な指示を行うこと。

(2) 利用者が施設の使用のために必要な設備を設置しようとすることについて、施設の管理運営上適当かどうか判断し、許可を行うこと。

- (3) 設置した設備は、利用後直ちに利用者に撤去させ、器具を使用させた場合は、利用後これを指定の場所に返納させること。
- (4) 指定管理者が実施する修繕の範囲は、1件当たりの予定価格が670千円以内である軽微な補修、部品の取替え等とします。1件670千円を超える修繕については、指定管理者から県への申し出に基づいて県が行うものとします。この修繕の実施の可否については県が判断するものとし、県への申出なく行った修繕については、全て指定管理者が負担するものとします。

なお、通常有すべき安全性を欠いている場合又は放置することにより通常有すべき安全性を欠くおそれのある場合には、県は、1件670千円以下の修繕について、指定管理者にその実施を命じることがあります。

委託料に含まれる上記の修繕に要する費用（「修繕費」）は、指定期間を通じて不要額が生じた場合、精算の上、県へ返納していただきます。詳しくは、第5（管理に要する経費）の4（3）を参照してください。

- (5) 指定管理者の責に帰すべき事由により生じた管理施設又は設備の故障、損傷等については、指定管理者が自らの経費で速やかに修繕しなければなりません。この場合において、修繕に要する経費については、施設管理に関する県からの委託料から支出することはできません。指定管理者が負担する修繕費を担保するため、保険等に加入する場合の保険料等の負担についても同様とします。
- (6) 指定管理者は、業務に必要な備品、消耗品等（指定管理者が交換を行うべき範囲のものに限ります。）について、当該物品の破損の程度、購入からの経過年数等を勘案し、利用者に支障のないよう、交換し、又は購入しなければなりません。
- また、当該物品が利用者に支障を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあると認められた場合又は利用者の利用の便に供すると認めた場合には、県は、指定管理者にその交換又は購入を命ずることがあります。

これら指定管理者が交換し、又は購入した備品等の所有権は県に帰属します。

4 監督処分等の補助等

利用者が利用の際、設備、器具又は樹木を毀損し、又は滅失したときは、県は利用者に対して原形に復し、又は賠償を命ずる処分を行います。この処分に関して、指定管理者は県からの指示に従い、県を補助しなければなりません。

5 自主事業の実施について

- (1) 奈良県立橿原公苑（明日香庭球場）の設置の趣旨は、一般公衆の体育及び文化に関する関心を高め、その普及と向上発展を図ることです。県では、奈良県民のだれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツができる環境づくりの実現に寄与する提案を求めるとともに、選定審査時における配点を重視します。新たな自主事業の実施により、施設が活性化することを期待しますので、応募事業者は積極的に提案してください。また、平日における施設の稼働率の上昇及びクラブハウスの効果的な活用につながる提案を期待しますので、積極的に行ってください。

なお、自主事業の実施に要する経費は指定管理者が負担し、自主事業による収

入は指定管理者が収受するものとします。

- (2) 提案を求める自主事業の開催内容、開催時期、時間、使用コート等は、事業者のノウハウ等による提案に委ねますが、次の点に留意して、提案してください。

ア テニスコート等の活用

- (ア) テニスコートとして利用するものであること。
- (イ) 一定の季節だけでなく年間を通じて行うものをより評価すること。
- (ウ) 近畿大会以上の大会その他大規模な大会にコートを使用する場合は、自主事業にコートを使用できない場合があること。
- (エ) 自主事業の参加人数等に鑑み、自主事業のため予定していたコートであっても競技利用者又は一般利用者を使用させる等効率的・弾力的な運用を行うこと。
- (オ) 競技による使用がある場合は、自主事業に使用するコートを4面以下とする等競技スポーツとの調和を図ること。

イ クラブハウスの活用

- (ア) 多くの利用者が活用する目的を持って整備するものであること。
- (イ) テニス合宿などの利用を主たる目的として整備するものであるが、その他広く体育（スポーツ）及び文化に関連する目的で宿泊・利用することも認められるものであること。
(例) 周辺ホテル、旅館等と連携したテニス合宿の誘致等
- (ウ) サロン等を活用する場合にあっては、自主事業に参加する者以外の者の利用にも配慮しなければならないこと。

6 その他

- (1) 指定管理者は、指定管理者及び県の損害賠償責任を補償する施設管理者賠償責任保険に加入することとし、その費用は指定管理者の負担とします。

補償の規模については、現在の指定管理者が加入している保険の補償規模を下限とします。

対人賠償：1名1億円、1事故3億円

対物賠償：1事故500万円

免責：5千円／1事故

- (2) 帳簿等の備え付け

指定管理業務を行うに当たっては、別紙仕様書に記載のとおり、帳簿等を作成のうえ備え置くとともに、県から要求があったときは閲覧等に応じなければなりません。

- (3) 資料等の提出要求への対応

地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき報告を求める場合のほか、県が必要があると認め資料等の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければなりません。

- (4) 奈良県情報公開条例に基づく情報公開

指定管理者が県へ提出した事業報告書等の文書は、県に対する情報公開請求手

続を通じて情報公開の対象となります。

(5) 利用者等満足度調査の実施及び施設サービス向上への活用

利用者からの評価等を適切に把握するため、県の「施設の利用者等満足度調査マニュアル」に従って調査を実施し、施設サービスの向上に活用していただきます。

調査の詳細は別途協議しますが、概要は次のとおりです。

ア 調査内容を県と指定管理者で事前に検討

イ 調査対象：施設利用者

ウ サンプル数：200以上を目標

エ 調査方法：アンケート用紙（原則1枚もの）への記入

オ 調査期間終了時から1箇月以内を目途に調査結果を集計し、指定管理者が自己分析及び自己評価を行い、実現可能なものから改善

カ 結果を県に報告。県は原因分析及び必要に応じ改善指示

キ 7 モニタリング・評価 第2の2の規定による連絡会議で実施方法、結果を踏まえた改善の取り組み等について確認

(6) 施設の広報

施設の利用促進のため、積極的な広報を行ってください。特に平日における施設の稼働率の向上及びクラブハウスの効果的な活用のため、総括責任者を中心として、積極的な措置を講じるよう努めてください。

なお、指定管理者が作成した施設のホームページは、県のホームページからリンクします。

(7) 業務の再委託

指定管理者は、業務の全てを一括して第三者に委託することはできませんが、部分的な業務（清掃、警備等）は、専門の事業者に委託することができます。

なお、その際にも奈良県公契約条例に則る必要があります。

(8) 自動販売機等の設置

ア 指定管理者は、施設利用者の便宜を図るために、知事の許可を得て飲料、テニス用品の自動販売機等を設置することができます。

なお、設置する自動販売機の台数、設置場所等については県との協議が必要です。

イ 目的外使用料

アにより目的外使用する場合は、県が定める規定に基づき使用料を県に納入しなければなりません。

ウ 現在、管理棟内に設置されている明日香村小山地区管理の飲料用自動販売機2台は、継続して設置するものとします。

(9) 行政財産の目的外使用許可

(8)の自動販売機等の設置許可のほか、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可については、県の権限となります。このことから、指定管理者は、施設内の電柱敷設料その他目的外使用許可の使用料を收受することはできません。

第4 業務の役割分担一覧表

スポーツ振興課と指定管理者の役割分担の区分は、次のとおりです。

業 務 項 目	指定管理者	県
施設（建物、構築物、機械設備等）の保守点検	○	
施設の維持管理（植栽管理、清掃等含む。）	○	
施設の修繕	1件670千円 以下のもの	1件670千円 を超えるもの
事故、災害等による施設の修繕	責めに帰する場 合	左以外の場合
施設の利用の承認等	○	
施設の利用促進のための広報等	○	
法令等により地方公共団体の長のみが行うことができる権限（使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等）		○
施設管理者賠償責任保険への加入	○	
施設の火災共済保険の加入		○
利用者満足度調査の実施	○	
施設の管理運営に係る評価	一次評価	二次評価 結果公表

第5 管理に要する経費

- 1 明日香庭球場の管理に要する経費は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）の収入及び県から支払う委託料によって賄うこととします。このうち指定期間中に県が支払う委託料の額は、次に掲げる額の範囲内で、応募事業者か

ら各年度の希望額の提案を求めます。

県の委託料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

指定期間の委託料の上限額 **13,662千円**

(3年間の総額。消費税及び地方消費税を含む。)

2 利用料金制（承認料金制）の採用

利用料金は、指定管理者が自らの収入として収受するものとします。

利用料金の額は、条例及び規則に定める使用料の額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとします。

なお、使用料の額は、消費税及び地方消費税を含む額です。

一旦承認された利用料金の額は、特別な理由がない限り、指定期間中は引き上げできません。このことを踏まえたうえで、収支計画を立て、利用料金の提案をしてください。

3 利用料金以外の収入

利用料金の対象とならない「行政財産使用料」は、県の収入となります。

また、指定管理者が自ら実施する自主事業については、経費及び収入ともに委託料の積算には含めておりません。

4 委託料の精算

(1) 利用料金収入又は自主事業収入の増加、経費の節減その他の指定管理者の経営努力によって生み出された剰余金については、原則として精算による返還は求めません。休業日等の変更、自主事業の実施等、利用促進のための積極的な提案を求めます。

(2) 利用料金収入の減少等により収入額に不足額が生じた場合であっても、原則として補填は行いません。

(3) 修繕費については、指定期間を通じて不要額が生じた場合、精算の上、県へ返納していただきます。

【委託料のうち、修繕費の額（指定期間の修繕費の総額）】

2,010千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 災害等不測の事態が発生した場合は、県と指定管理者において協議のうえ、委託料を増減する場合があります。

5 その他

(1) 年度区分

経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日までとします。）ごとに区分しなければなりません。

また、県が支払う委託料の支払時期は、原則として四半期毎の支払いとなります。

す。

なお、詳細は、別途締結する協定書で定めます。

(2) 会計区分

施設管理業務に係る会計は、法人等の他の事業（自主事業を含みます。）の会計とは区分して経理しなければなりません。

第6 損害賠償義務及び不可抗力等の発生時の対応に関する事項

1 損害賠償義務

- (1) 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、指定管理者の負担により原状回復しなければなりません。また、県に別に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) 業務の実施において、第三者に損害が生じたときは、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が指定管理者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではありません。
- (3) 県は指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

2 不可抗力等発生時の対応

- (1) 不可抗力等（自然災害、暴動、テロ等の人災、第三者による不法行為その他県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由をいいます。）が発生したときは、指定管理者は速やかに県へ報告を行い、不可抗力の影響を早期に除去するための対応措置その他必要な措置をとるとともに、不可抗力により発生する損害及び増加費用を最小限にするよう努めなければなりません。

また、不可抗力等の発生に起因し、県が施設の利用制限、応急活動への参加を要請したときは、これに最大限協力するよう努めなければなりません。

- (2) 法令の改廃等により、対応措置が必要となったときは、指定管理者は速やかに必要な対応措置をとらなければなりません。
- (3) 不可抗力等の発生に帰因して県、指定管理者又は第三者に損害又は増加費用が発生したときは、県と指定管理者は協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとします。

なお、この協議の結果、不可抗力等の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められときは、指定管理者は不可抗力等により影響を受ける限度において、指定に伴い生じる義務を免れるものとします。

- (4) 指定管理者が不可抗力により業務の一部を実施できなかったときは、県は指定管理者との協議のうえ、指定管理者がこれにより免れた業務に係る費用の額を委託料から減額することができるものとします。

第7 納税義務に関する事項

指定管理業務の実施に伴い指定管理者に生じる納税義務については、適正に対応してください。

税の滞納がないことは、応募資格要件ですが、指定後においても、税の滞納は指定の取消し要件となりますので注意してください。

第8 ネーミングライツ（施設の愛称命名権付与）に関する事項

明日香庭球場において、指定管理期間中にネーミングライツを導入した場合、県と愛称命名権者との契約に基づき、看板やホームページ、広報チラシ等の媒体に愛称を使用することとなります。

なお、ネーミングライツの導入により、新たな経費等が発生する場合は、県又は愛称命名権者が負担します。

4 申請の手続

第1 応募資格

- 1 奈良県内に事務所を置く、又はこの指定管理業務にかかる協定書を締結する日までに事務所を置こうとする法人もしくはそれらにより構成されたグループ（以下、「法人等」という。）であること。
- 2 次に該当する法人等（複数の法人でグループを構成して申請する場合は全法人が対象）は応募することができません。（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）
 - (1) 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）であり、主として公の施設管理業務を行う法人等。ただし、知事、副知事並びに同条第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第122条に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りではない。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本県における一般競争入札の参加を制限されている法人等
 - (3) 奈良県から入札参加停止措置を受けている法人等
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は商法（明治32年法律第48号）に基づき更生、再生又は会社整理の申立手続きをしている法人等
 - (5) 奈良県税（奈良県内に事業所を有しない者にあつては、本店の所在する都道府県の都道府県税）、法人税、消費税（地方消費税含む。）及び市町村税（奈良県内の市町村に納税義務の生じたものに限る。）を滞納している法人等（法人格のない団体にあつては代表者が奈良県税（奈良県に住所を有しない者にあつては、

住所の存する都道府県の都道府県税）、所得税、消費税（地方消費税含む。）及び市町村税（奈良県内の市町村に納税義務の生じたものに限る。）を滞納している団体）

- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体のあつては、代表者が当該要件に該当する団体）
- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である法人等
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している法人等
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している法人等
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

3 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- (1) 代表団体を選出し、県との対応については代表団体が行うこと。
- (2) グループには適切な名称を付け、その名称で申請すること。ただし、申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- (3) 構成員全員が上記2に該当しないこと。

(4) 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、(2)のグループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

また、構成員のいずれかが、2の(1)～(11)のいずれかに該当する場合は応募することができません。

- (5) 第2に掲げる提出書類の3の(1)～(6)に掲げる添付書類については、構成員それぞれについて提出すること。

申請に当たっては、次の書類等を県に提出することが必要です。

なお、提出書類は、原則として日本工業規格A4版で作成してください。

1 指定管理者指定申請書 第1号様式

2 事業計画書 第2号様式（A4両面刷り20枚以内、ただし表紙をつける場合は枚数に含まない）

- (1) 業務を行うに当たっての基本方針 (第2-1号様式)
- (2) 住民の平等・公平利用の確保について (第2-2号様式)
- (3-1) 施設等の維持管理計画及び管理運営体制 (第2-3号様式)
 - ア 施設及び設備の維持管理について
 - イ 管理運営にあたっての人員配置・業務体制について
(組織及び人員に関する事項を可能な限り図示すること。)
 - ウ 利用者の意見・要望・苦情等への対応について
- (3-2) 危機管理体制等について (第2-3号様式)
 - ア 緊急時（防犯・防災）の対応その他危機管理に関する方針・対応計画及び日常業務における利用者の安全確保・事故防止策について
 - イ 個人情報保護、情報公開、環境配慮及びその他法令遵守についての考え方、取り組み方針について
- (4-1) 設置目的及び奈良県民のだれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツに親しめる環境づくりを効果的に達成するための方策について (第2-4号様式)
 - ア 施設設置目的等の達成方法について
 - イ 利用者に対するサービス向上の取組みについて
 - ウ 自主事業の実施方針について

※ 県民のだれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツに親しめる環境づくりの実現に寄与する提案、平日における施設の稼働率の向上及びクラブハウスの効果的な活用につながる提案を期待するので、積極的に行うこと。

- (4-2) 施設の効率的な管理運営について (第2-4号様式)
 - ア 施設の収支計画について
 - イ 経費縮減と利用者サービスのバランスについて
(条例の使用料や現行料金との対比表を添付すること。)
- (5) 類似施設の管理業務実績について (第2-5号様式)

3 添付書類

- (1) 法人等の団体概要書 第3号様式
- (2) 法人等の定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずる書類
- (3) 法人にあっては登記事項証明書、法人格のない団体にあっては、代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては外国人登録証明書の写し）（それぞれ申請日前3箇月以内に交付されたものとしします。）
- (4) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他法人等の事業及び財務の状況を明らかにすることができる書類（直近の3年度分）
※ 会社法に定められる法人にあっては、財産目録に代えて法人税申告書の添付資料として作成された「勘定科目内訳書」によることもできます。
- (5) 今年度の事業計画書及び収支予算書（収支予算計画様式）（積算内訳書を添付すること。）
- (6) 法人等の役員名簿（監事、監査役を含みます。）
- (7) 国税及び地方税に滞納がないことを証する書類
- (8) 奈良県立橿原公苑（明日香庭球場）指定管理者募集要項に規定する欠格要件に該当する法人等でない旨の申立書（第4号様式）
- (9) グループで申請する場合はグループ構成員表、協定書、代表者届出書（第5号様式）

第3 提出部数

正本1部及び副本6部

第4 提出方法、提出先等

- 1 受付期間 令和4年8月24日（水）～同年9月7日（水）
各日午前9時～午後5時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

- 2 提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県文化・教育・くらし創造部 スポーツ振興課

電話番号 0742-27-5421（ダイヤルイン）

FAX番号 0742-23-7105

- 3 提出方法 持参又は郵送によります。ただし、郵送の場合は、書留郵便により令和4年9月7日（水）午後5時必着とします。

第5 現地説明会の開催

明日香庭球場の現地説明会を次のとおり開催します。応募予定者はできる限り参加してください。1申請者につき、2名までとしてください。

- 1 開催日時 令和4年8月5日（金）午後14時～午後15時
- 2 開催場所 明日香庭球場（高市郡明日香村小山183）
- 3 参加申込 参加される方は8月2日（火）までに法人等名、出席予定人数を別記問い合わせ先に、持参又はFAXによりご連絡下さい。

第6 質問事項の受付等

応募にあたって、ご質問等がある方は、下記のとおり受け付けます。

- 1 受付期間 令和4年7月25日（月）～令和4年8月19日（金）
- 2 受付方法 郵送、FAX又は電子メールによります。
（第6号様式の質問書を使用してください。）
- 3 提出先 別記問い合わせ先に同じ
- 4 回答方法 質問に対する回答は、質問者に対して個別には行わず、県ホームページ上において随時、質問の要旨と併せて掲載していきます。
なお、質問者名は、掲載しません。

第7 留意事項

- 1 提出書類に虚偽の記載があった場合又は申請に際して公正な競争を制限する行為を行った場合は失格とします。
- 2 応募一団体につき提案は一提案とします。
- 3 一度提出された書類の内容を変更することはできません。
- 4 事業計画等の提出書類の著作権は、申請者に帰属するものとします。ただし、県が指定管理者の選定結果の公表等において必要と認めるときは、申請者の申請書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。
- 5 実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
- 6 提出された書類等は、個人に関する情報等奈良県情報公開条例第7条に規定する不

開示事項を除き、情報公開請求に応じて、公開されることがあります。

なお、事業者独自のノウハウ等の非公開を希望する事項がある場合は、当該部分がわかるようにマーキングする等明示してください。

- 7 提出書類は、返却しません。
- 8 申請等に要する経費は、申請者の負担とします。
- 9 今後のスケジュール等は、10 スケジュールのとおりです。

5 選定方法

指定管理者の選定は、学識経験者等で構成する「奈良県立橿原公苑指定管理者選定審査会」（以下「選定審査会」といいます。）において、次に掲げる選定審査基準に基づき審査します。選定審査会で指定管理候補者を選定した後、知事が候補者を決定し、奈良県議会の議決を経て指定します。

なお、指定後速やかに奈良県公報において告示します。

第1 選定基準及び審査のポイント・着眼点並びに配点

（選定審査基準）

- 1 管理運営する上での理念・基本的な運営方針が、当該施設の性質と合致しているものであること。
- 2 住民の平等・公平利用の確保への配慮がなされていること。
- 3 事業計画書に沿った適正な管理運営を安定して行うことができること並びに危機・安全管理体制を十分備えていること、関係法令が遵守されていること。
- 4 施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な管理運営を行うことができること。
- 5 類似施設の管理業務実績を有していること。
- 6 業務を安定して行うために必要な経営基盤を有していること。

<審査のポイント>

- 1 指定管理業務実施に係る基本方針
 - 当該施設の管理運営を行うに当たって、当該施設の管理運営の理念・基本的な運営方針を示しているか。
- 2 住民の平等・公平利用の確保
 - 受付の方法、利用申請の重複の場合の抽選方法など住民が利用するに当たって平等、公平に運営が行われるようになっているか。
- 3-① 施設の適正な維持管理・運営
 - 施設の性質を十分理解した維持管理の方針が示されているか。
 - 施設及び設備の維持管理計画は適切か。

- 人員配置や職員・勤務体制は適切か、また必要な有資格者の確保が図られているか。
 - 利用者のニーズ（意見・要望・苦情）等への対応・業務への反映方針が示されているか。
- 3-② 危機管理体制等
- 緊急時の対応計画及び体制や日常業務における利用者の安全確保・事故防止策が整っているか。
 - 個人情報保護、情報公開、環境配慮及びその他法令遵守についての考え方、取り組み方針が適切か。
- 4-① 施設の設置目的の効果的な達成
- 施設の設置目的を理解した適切な経営方針及び考え方が示されているか。
 - 県の施策実現に沿った具体的な提案がなされているか。
 - 利用者の立場に立った柔軟なサービスの提供及びサービスの向上について述べられているか。
 - 新規利用者の獲得、リピーター等利用者増加に向けた適切、効果的な事業計画、手法並びに期待できる効果等について示されているか。
 - 具体的な自主事業計画並びに期待できる効果等について示されているか。
- 4-② 施設の効率的な管理運営
- 収支計画は妥当なもので、継続的な事業運営が可能か。
 - 経費の縮減に向けた取組が提案されているか。
 - 経費縮減の取組と利用者サービス向上の方策についてバランスがとれているか。
- <審査において重視する施策>
- ◇『だれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツに親しめる環境づくりの実現』
 - ◇平日における施設の稼働率の上昇
 - ◇クラブハウスの効果的な活用
 - ◇施設の利用促進に繋がる広報計画
- 5 業務実績
- 平成24年以降公告日までに類似施設の管理業務実績があるか。
- 6 経営の安定性
- 過去3年間の決算状況はどうか。
 - 資金計画等確実な財政基盤があるか。

なお、審査基準ごとの審査の観点及び配点は、次のとおりです。

審査基準	審査のポイント、着眼点等	事業計画書項目	配点
1 指定管理業務実施に係る基本方針	・当該施設の管理運営を行うに当たって、当該施設の管理運営の理念・基本的な運営方針を示しているか	第2-1号様式	5点

2 住民の平等 ・公平利用の 確保	・受付の方法等が、住民が利用するに当たって平等、公平に運営が行われるようになっているか	第 2 - 2 号様式	5 点
3 - ①施設の 適正な維持管 理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の性質を十分理解した維持管理の方針が示されているか ・施設及び設備の維持管理計画は適切か ・人員配置や職員・勤務体制は適切か、また必要な有資格者の確保が図られているか ・利用者のニーズ（意見・要望・苦情）等への対応・業務への反映方針が示されているか 	第 2 - 3 号様式	20 点
3 - ②危機管 理体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応計画及び体制や日常業務における利用者の安全確保・事故防止策が整っているか ・個人情報保護、情報公開、環境配慮及びその他法令遵守についての考え方、取組み方針が適切か 	第 2 - 3 号様式	10 点
4 - ① 施設 の設置目的の 効果的な達成	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解した適切な経営方針及び考え方が示されているか ・県の施策実現に沿った具体的な提案がなされているか ・利用者の立場に立った柔軟なサービスの提供及びサービスの向上について述べられているか ・新規利用者の獲得、リピーター等利用者増加に向けた適切、効果的な事業計画、手法並びに期待できる効果等について示されているか ・具体的な自主事業計画並びに期待できる効果等について示されているか 	第 2 - 4 号様式	25 点
4 - ②施設の 効率的な管理	・収支計画は妥当なもので、継続的な事業運営が可能か	第 2 - 4 号様式	15 点

運営	・経費の縮減に向けた取組が提案されているか ・経費縮減の取組と利用者サービス向上の方策についてバランスがとれているか		
5 業務実績	・平成24年以降公告日までに類似施設の管理業務実績があるか	第2-5号様式	5点
6 経営の安定性	・過去3年間の決算状況はどうか ・資金計画等確実な財政基盤があるか	団体概要書及び添付書類	5点
7 提案価格	・業務内容に見合った金額・内容であるか	収支予算計画書	10点

(注) 現指定管理者が応募した場合に、管理運営の実績等を加減点評価として、配点に反映することがあります。

第2 選定手続

1 書類審査（一次審査）

応募資格及び事業計画書の内容等の形式的な審査をします。応募資格の不適合者は失格とします。また、明らかに不適切な事業計画を提出した応募者は落選とします。

一次審査の結果は、令和4年9月16日（金）までにそれぞれの申請者に文書で発送します。

2 プレゼンテーション（二次審査）

書類審査（一次審査）を通過した申請について、申請者から選定審査会の委員に対して直接プレゼンテーションを行っていただきます。その後選定審査会において総合的に審査し、選定します。プレゼンテーションの実施日程については10月21日（金）を予定していますが、詳細は一次審査の結果通知の際に併せて連絡します。

二次審査の結果は、11月上旬を目途にすべての二次審査参加者（プレゼンテーション参加者）に文書で連絡します。

3 選定審査会の公開

選定審査会の会議は非公開にて行います

4 選定審査会において、同点で複数の最高得点者が出た場合は、「4-①-①施設

設置目的等の達成方法」、「4-①-②利用者サービスの向上」、「4-②-①収支計画」、「7提案価格」（※資料8参照）の順で点数の高い者を指定管理候補者として決定します。

応募者が一者のみであった場合にも、選定審査基準による得点が6割以上であるかどうかを、選定審査会において審査します。

6 指定後の手続

第1 協定の締結

業務内容に関する細目的事項等について、指定管理者と県との間で協議のうえ、協定を締結します。協定の主な内容は次のとおりです。

- 1 業務内容（業務仕様）に関する事項
- 2 委託料の額、支払い方法等に関する事項
- 3 管理の基準に関する事項
- 4 事業計画書、事業報告書等に関する事項
- 5 作成し、備え置くべき帳簿、文書等及びそれらの提出等に関する事項

第2 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- 1 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- 2 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき
- 3 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

第3 引き継ぎ

指定管理者は、指定期間の始期（令和5年4月1日）から円滑に業務が実施できるよう、協定締結後速やかに現行管理者との間で引き継ぎを行うものとします。

第4 その他

1 事業実施状況の監督等について

県は、管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をすることがあります。

2 監査委員等による監査の対象となることについて

指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務については、監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の対象となる場合があります。

7 モニタリング・評価

第1 事業報告書等の提出

1 年間業務計画書

年間の事業計画、収支計画、運営目標（目標値）、自主事業等を内容とする各事業年度の事業計画を、毎事業年度開始の1箇月前までに提出しなければなりません。

なお、業務実績報告書の運営目標達成度について、1月末日現在で中間報告を提出し、業務計画書の目標設定の参考にしなければなりません。

2 例月業務報告書の提出

別紙仕様書に記載のとおり毎月翌月5日までに業務報告書を提出しなければなりません。

3 事業実績報告書等の提出

毎事業年度終了後、指定管理業務に係る事業実績報告書（内容としては、管理業務の実施状況、利用状況、収支状況、自己評価、原因分析等を予定していますが、詳細は別途締結する協定によります。）を作成し、翌年度の4月末までに提出しなければなりません。

4 サービスの質に関する評価シートの提出

利用者等満足度調査後1箇月以内に、指定管理者自らが自己分析・自己評価を行い、県へ提出しなければなりません。

5 修繕実績等の報告

半期ごとに、前期の修繕実績及び当期の修繕計画を報告して下さい。また、修繕計画について必要があると認められる場合、県はその変更を指示することとします。

第2 モニタリングの実施

1 自己評価の実施

毎年度、施設の管理運営上の目標の達成度合い等を検証のうえ、自己評価及び原因分析を実施し、事業実績報告書と併せて県へ提出しなければなりません。

2 連絡会議の開催

業務履行確認、目標値に対する評価・分析、情報交換、指定管理者の意見、提案の受入れ等を目的として毎年度2回以上、県と指定管理者で連絡会議を開催します。

また、県は、管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をすることがあります。

3 県による評価の実施

県は、事業計画書に基づく指定管理業務が適正に実施されているかを評価し、この結果を毎年公表します。

4 実績評価の反映

指定管理業務の各年度における評価結果を次期選定時の評価に反映します。評価の反映方法は、次のとおりです。

ア 反映方法

指定期間の年度ごとにイの表の評価ランクに応じ評価し、総指定期間における実績反映割合の平均値を算出したうえ、総配点に当該平均値の100分の1の値を乗じて得た額を現指定管理者の評価得点に加減し、反映します。

<評価の反映例>

①指定期間：3年

②総配点：100点

③評価ランク：1年目「C（0%）」
2年目「B（+5%）」
3年目「C（0%）」

④総指定期間における実績反映割合の平均値の算出

$(0\% + 5\% + 0\%) \div 3 \text{年間} = 1.7\%$ （小数点以下第2位四捨五入）

⑤評価得点への反映

$100 \text{点（総配点）} \times 1.7\% \div 100 = 1.7 \text{点}$

1.7点を実績評価点として加点

イ 評価結果反映表

評価ランク	実績反映割合	基準
A	+10%	極めて優秀（協定の内容を大きく上回る。）
B	+5%	優秀（協定の内容を上回る。）
C	0%	良好（協定の内容下限を保持）
D	-5%	不良（協定の内容下限を満たさない。）
E	-10%	極めて不良（不適切な管理運営）

第1 業務の継続が困難になった場合の措置等

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。その場合の措置は、次のとおりです。

なお、指定管理者からの報告がなくても、実地調査等により同様の状況を県が了知した場合も同様とします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかつたとき等には、県は指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合においては、指定管理者は、県に生じた損害を賠償しなければなりません。

(3) 不可抗力等による場合の協議

不可抗力その他県又は指定管理者の責めに期することができない事由により、業務の継続が困難となった場合においては、県と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行うものとします。

第2 応募資格の欠格条項に該当することとなった場合の措置等

指定管理者は、**4 申請の手続**の第1の2(1)から(11)までに掲げる応募資格の欠格要件に該当することとなった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。その場合の措置は、次のとおりです。

なお、指定管理者からの報告がなくても、実地調査等により同様の状況を県が了知した場合も同様とします。

ア 指定管理者が、**4 申請の手続**の第1の2(1)から(6)までに掲げる応募資格の欠格要件に該当することとなった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかつたとき等には、県は指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

なお、**4 申請の手続**の第1の2(7)から(11)までに掲げる応募資格の欠格要件に該当することとなった場合には、県は直ちに指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

アにより指定管理者の指定が取り消され、若しくは業務の全部又は一部が停止された場合においては、指定管理者は、県に生じた損害を賠償しなければな

りません。

第3 その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

第4 業務の引き継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は円滑に引き継ぐことができるよう協力しなければなりません。

9 問い合わせ先

奈良県文化・教育・くらし創造部スポーツ振興課スポーツ振興企画係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話番号 0742-27-5421 (ダイヤルイン)

FAX番号 0742-23-7105

Eメール sports@office.pref.nara.lg.jp

ホームページアドレス (URL)

<https://www.pref.nara.jp/2610.htm>

10 スケジュール

募集要項の配布	令和4年7月25日(月)～9月7日(水)
現地説明会参加申込期限	8月2日(火)
現地説明会	8月5日(金)
質問事項受付期限	8月19日(金)
申請書受付期間	8月24日(水)～9月7日(水)
一次審査結果通知発送	9月16日(金)
プレゼンテーション	10月21日(金) (詳細は別途連絡)
二次審査結果通知	11月上旬
指定管理者指定議決	12月中旬
指定管理者指定告示	12月下旬
協定書締結	令和5年1月
引継作業及び諸手続	2月・3月
指定管理者業務開始	4月1日(日)